

2021年2月26日開催 東京地方裁判所委員会報告

「犯罪被害者の保護について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43 期)

2021年2月26日に開催された第52回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回の議題は、「犯罪被害者の保護について」でした。

最初に、東京地裁刑事部の部総括裁判官から、「刑事裁判手続における犯罪被害者の保護の制度とその運用について」と題して、以下のとおり、犯罪被害者保護の施策等に関して説明がありました。

犯罪被害者の保護に関する制度には、大きく分けて、(1)刑事裁判に関わりたくないのに関わらざるを得ない場面における①秘匿及び②証人の保護と、(2)犯罪被害者が刑事裁判に積極的に関わりたい場面における各制度があります。①秘匿には傍聴人等に対する秘匿と被告人等に対する秘匿があり、それぞれについて、いかなる措置を執ることができるかが説明されました。②証人の保護については、付添い、遮へい、ビデオリンク方式のそれぞれについて、図や写真を用いた説明により、法廷における運用の具体的なイメージを持つことができました。次に、(2)犯罪被害者が刑事裁判に積極的に関わりたい場面における各制度として、優先傍聴、心情意見陳述、被害者参加、損害賠償命令の各制度の説明がありました。現代における犯罪被害者の保護という点で、これらの制度は、とりわけ重要かつ有益な制度であると思われます。最後に、犯罪被害者等の理解への取組として、東京高裁が主催する「犯罪被害者の置かれた立場、状況に関する理解を深めるための研究会」が紹介されました。同研究会は、2019年度には、交通犯罪被害者遺族の方、犯罪被害者を支援する活動をしている方による講演を実施したとのことです。

部総括裁判官からの説明の後、委員の間で質問・意見交換がされました。委員からは、遮へいしても被害者が声で特定されてしまうのではないかと、新型

コロナウイルス感染症の感染防止には裁判の場でも必ずしも法廷に在る必要はなく、ビデオリンク方式を用いる等遠隔で審理の方が安全ではないかと、罪体の立証と量刑に関する被害者の心情意見陳述が裁判員にきちんと区別されているか（予断を与えないか）、被害者の氏名・住所等の個人情報に刑事記録も含め刑事裁判の場でどのように保護されているか等について、質問がありました。前述の部総括裁判官から回答がされたほか、委員同士でも意見交換がありました。

最後に、委員会事務局から、最近の委員会でも出された委員の意見・提言が東京地裁の現場に反映されている事例について報告がありました。労働審判において女性の審判員が若干増加傾向にあること、裁判員制度の広報活動の取組として企業団体を訪問し広報をしていること、庁舎におけるパンフレットの置き場を目に付きやすい場所に変更したこと、WEBで東京地裁に関する情報の発信（YouTubeでの配信）を行っていること、新型コロナウイルス感染症の影響もあり民事裁判のIT化が進んでいること、「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」の策定等、従前の委員会における委員からの意見・提言に関するフィードバックがされました。

今回の委員会の議題は「調停制度について」です。医事調停、知財調停、企業の私的整理に関する特定調停を中心に議論される予定です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**